

社会福祉法人まリモ会 清瀬療護園施設設備使用上の留意事項

社会福祉法人まリモ会 清瀬療護園
施設長 中野 公広

日頃より社会福祉法人まリモ会清瀬療護園の運営にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。清瀬療護園は地域に根ざした施設づくり取り組みの一環として、地域住民の皆様に施設設備の開放を実施させていただきます。

以下に清瀬療護園施設設備に係る使用上の留意事項を記しますのでご対応よろしくお願いたします。

1 施設設備

地域の皆様に開放させていただく設備は、①多目的室、②会議室、③広場となります。各設備の利用目的範囲及び利用日時は以下の通りとなります。

場所	内容	収容人数	利用時間
多目的室	日曜日、月曜日にママ会などご利用いただけます。(予約制)	約 20 名	日曜日・月曜日 ① 9時～12時 ② 12時～15時 ③ 15時～18時
会議室	会議室としてはもちろん、営利目的としないサークル(囲碁、将棋など)活動などでもご利用いただけます。(予約制)	約 20 名	月曜日～金曜日 (水曜日は12時まで) ① 9時～12時 ② 12時～15時 ③ 15時～18時
広場	フリーマーケットやバザー等の企画の際にご利用いただけます。(予約制)	約 30 名	毎日 ① 9時～13時 ② 13時～17時

上記以外の使用も可能な場合がございますのでお気軽にご相談ください。但し、営利目的とする活動についてはご使用をお断りさせていただきます。

2 設備予約について

予約期間	予約対象	予約方法
施設の使用希望日の前月1日～15日	地域住民の方々	基本的にメール(様式1) 困難な場合は電話も可
キャンセル待ち：前月の16日～20日	地域住民の方々	基本的にメール(様式1) 困難な場合は電話も可

※初回は登録が必要の為、身分証明書をお持ちになり月曜日～金曜日 9:00～17:00 にご来園ください。
(12月29日～1月3日は除く)

3 キャンセルについて

予約をしていたがキャンセルが必要になった場合は速やかに担当者までご連絡ください。

4 以下の内容に抵触する場合は、ご利用を制限いたします。

- (1) 政治活動、宗教活動、営利を目的とする利用
社会通念上の許容を超える会費等を徴収する者など
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき、また乱したとき
- (3) 施設利用者の利便性を損なうと認められるとき
- (4) 申請の内容に虚偽があったとき
- (5) 次の行為に該当したとき
 - ① 施設で許可された利用目的以外で、利用をした場合
 - ② 利用に際して許可なく特別な設備を使用したり、施設設備に変化を加えた場合
 - ③ 利用後、原状回復（清掃や後片付け、ごみの持ち帰りなど）をしない場合
 - ④ 施設設備を破損させたにもかかわらず、届出がない場合
 - ⑤ 意図的に使用記録簿に記録を記載しない場合
 - ⑥ 施設職員の指示に従わない場合
- (6) 利用の権利を譲渡、転売、又は転貸したとき（民法使用貸借契約に基づく）
- (7) 室内で火器を取り扱う場合
- (8) その他、施設長が使用不可と判断した場合

5 その他注意事項

- (1) 飲酒及び広場での火器の取り扱いについてはご相談ください。
- (2) 盗難、事故に関して施設は全て責任を負いません。
- (3) 施設利用時間には準備・後片付け・着替えなどの時間も含まれます。

6 設備利用料について

施設利用料については全て無料となります。

7 駐車場について

御来園の際は公共交通機関をご利用ください。

最後になりますが、清瀬療護園には重度の身体障害者が生活しております。当施設の設備開放は皆様お一人お一人のご理解・ご協力がなければ提供することが出来ません。迷惑行為（暴力・暴言など）などが発生した場合は、そのグループの利用禁止だけではなく設備開放の是非にも関わってきます。皆様が気持ちよくご利用できるようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

社会福祉法人まりも会 清瀬療護園

地域交流スペース担当 穂苺・出口

電話 042-493-3235

Eメール kiyose_res@marimokai.net